

(日本に関するお知らせ)

2011 年 3 月 11 日の地震後の日本の状況に関するデンマーク特許商標庁からのお知らせ

日本の悲慘な事態を考慮し、期限が遵守されない場合に、デンマーク法令における以下の法的救済策が適用されることに注意を喚起します。

特許法

1. デンマーク特許法第 72 条及び第 73 条は、期限の不遵守が原因で喪失した権利の回復の可能性について規定している。第 73 条は、第 31 条によるデンマークを指定国とした国際出願の進めることを希望する出願人に対する期限の不遵守にのみ適用されることに注意を喚起したい。第 73 条は条件として、具体的に郵便業務が例えば自然災害により中断した場合と記載している。
2. デンマーク特許法第 15 条には、審査中又はその他の特許出願処理中に期限が来た場合、当該処理が再開される可能性があることが記載されている。また第 19 条によれば、特許付与の手続きに関する期限が切れた場合も再開が可能となる。

実用新案法

1. デンマーク実用新案法第 66 条及び第 67 条は、期限の不遵守が原因で喪失した権利の回復の可能性について規定している。第 67 条は、第 29 条によるデンマークを指定国とした国際出願の継続を希望する出願人による期限の不遵守に対してのみ適用されることに注意を喚起したい。第 67 条は条件として、具体的に郵便業務が例えば自然災害により中断した場合と記載している。
2. デンマーク実用新案法第 20 条には、実用新案の出願の処理中に期限が来た場合に、当該処理が再開される可能性があることが記載されている。

意匠法

1. デンマーク意匠法第 48 条は、期限の不遵守が原因で喪失した権利の回復の可能性について規定している。
2. デンマーク意匠法第 19 条には、意匠の出願処理中に期限が来た場合に、当該処理が再開される可能性があることが記載されている。

デンマーク特許商標庁に対して手続きをしている出願人やその他の関係者で、日本の自然災害及び技術的災害の影響があった場合は、ご自由にデンマーク特許商標庁へメール：pvs@dkpto.dk 又は電話：+45-4350-8000 にてご連絡ください。